

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	令和7年11月7日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	高崎市 10202
地域名 (地域内農業集落名)	西部地域 (鼻高・藤塚・八幡・駅前・剣崎・金井淵・町屋・下大島・若田・上豊岡・中豊岡・下豊岡)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	141.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	136.6 ha
② 田の面積	47.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	89 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	22.87 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	27.4 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	80.21 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)遊休農地面積2.21ha(全て1号遊休農地)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

現状として、当地域は、市街化農地が比較的多く、養蚕業の最盛期に開墾した農地の多くは急傾斜地であり、そのほとんどが荒廃し再生利用が困難な状況にある。産地として、古くから「剣崎モモ」をはじめ、ナシ、ウメ等の果樹産地を形成している。しかし、近年は生産者の高齢化や老木樹の増加により産地規模は縮小する一方で、「6次産業化等推進事業補助金」をはじめとする支援制度を活用し、規格外品を活用した加工品販売に取り組む農家が増えつつある。また、施設ナス、キュウリ生産、露地ナス生産など、野菜生産農家が多いほか、大規模な酪農経営が展開されている。

課題として、気候変動の影響による生産量・果実品質の低下やクビアカツヤカミキリ等の被害拡大がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

本地区は、畑作を主体にした農業振興を図る。さらに、野菜栽培をしている農家も多く、意欲ある農家については規模拡大を検討し、小規模農家については現状の経営規模を維持していく。
果樹については、モモ農家が「剣崎モモのブランド化」を地域として推進している。そのため、県内外へ情報発信し、ブランドとして定着を図り、高付加価値を付けられるよう努める。さらに、加工にも力を入れ、6次産業化の推進により地域全体として所得向上させる。また、酪農経営においては、農地集積により飼料作物の生産を拡大し、自給飼料の向上を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進め、担い手(認定農業者、認定新規就農者等)への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	10 %	将来の目標とする集積率	48 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
認定農業者等の主要な担い手が利用する農地面積を拡大する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用することで耕作放棄地の増加を防ぐとともに、認定農業者や認定新規就農者等の地域の中核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。さらに、高崎市農地情報登録も活用し、農業委員、農地利用最適化推進委員による相談・調整体制を維持していく。 地元及び関係機関が連携をし、地区内外から新規就農者等を受け入れていくために、相談体制・支援体制を整えていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
担い手の高齢化が進んでおり、今後も経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農地の所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組
地域の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
市を中心に県及びJAと連携した就農相談体制を強化し、就農希望者の意向を踏まえながら研修計画や就農後の経営計画策定を支援する。また、研修先農家のリスト化など、新規就農者受入体制を整備し、露地野菜及び施設園芸、集落営農法人の担い手確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地元獣友会と連携し、有害鳥獣の捕獲・侵入防止柵による防除・周辺環境の整備を複合的に実施し、鳥獣による農作物被害の低減に努める。
- ②③④持続可能な地域を目指し、農業の省力・省エネ化及び担い手確保のため、スマート農業技術の導入を検討するとともに、減農薬・有機栽培などによる農作物の高付加価値化、高収益作物の栽培推進(畠地化)及び剣崎桃を中心とした輸出等による販路拡大など地域の高収益化に向けた取組を検討していく。
- ⑤果樹の規格外品を活用した加工品販売に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)			
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示
利用者		果樹、露地野菜	0 ha	ha	果樹、露地野菜	0 ha	ha	地図
認農		果樹、露地野菜	1.2 ha	ha	果樹、露地野菜	1.2 ha	ha	地図
認農		花卉	0 ha	ha	花卉	0.1 ha	ha	地図
認農		酪農	0.2 ha	ha	酪農	0.2 ha	ha	地図
認農		桃米	0.4 ha	ha	桃米	0.4 ha	ha	地図
認農		乳牛、飼料作物	8.6 ha	ha	乳牛、飼料作物	8.6 ha	ha	地図
認農		米、露地野菜、果樹	0.5 ha	ha	米、露地野菜、果樹	0.5 ha	ha	地図
認就		施設野菜、露地野菜	0.2 ha	ha	施設野菜、露地野菜	0.2 ha	ha	地図
認就		露地野菜	0.2 ha	ha	露地野菜	0.2 ha	ha	地図
認農		露地野菜、施設野菜、米	1.1 ha	ha	露地野菜、施設野菜、米	1.1 ha	ha	地図
認就		果樹	0.7 ha	ha	果樹	0.7 ha	ha	地図
認農		施設野菜	0 ha	ha	施設野菜	0.1 ha	ha	地図
利用者		露地野菜	0.7 ha	ha	露地野菜	0.7 ha	ha	地図
利用者		果樹	0 ha	ha	果樹	0.2 ha	ha	地図
認農		原木きのこ	0.8 ha	ha	原木きのこ	0.8 ha	ha	地図
計	15経営体		14.6 ha	0 ha		15 ha	0 ha	

注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦質、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。